



親展

+
+
+
+
+

ねんきん定期便 です

受取人の方がお住まいでない場合には、開封せずに「誤配」「転居した」等をハガキにご記入の上、そのままポストに投函してください。

差出人 **東京都職員共済組合**
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎北塔39階
電話 0570-03-4165 【ナビダイヤル】
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9時～17時（電話が混み合っつながりにくい場合があります）
お掛け間違いのないよう、ご注意ください。
両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。）

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
--------	------------

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
・(d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 国民年金				老齢基礎年金
				円
(2) 厚生年金保険				老齢厚生年金
	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)
一般厚生年金期間	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円	円	円
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変動します。
・受給資格期間が120月に達していない場合、特定期間を有している場合や年金受給者の場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。
・地方公務員と国家公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の地方公務員等共済組合法及び国家公務員共済組合法による経過的職域加算額（共済年金）※を含めて表示しています。
※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっており、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については別途「経過的職域加算額（共済年金）」として共済組合から支給されます。
・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。



SAB39

以上

ねんきん定期便(60歳以上)

557496a-1-323871

